

日 時：令和5年7月19日（水）11：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第249回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「公金受取口座登録における別人の口座情報等の紐付け事案に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

（内容について一部非公表）

○事務局 議題1について、資料1に沿って説明させていただきます。

まず、事案の概要です。公金受取口座は、公金受取口座登録制度に基づきデジタル庁が管理するシステムにおいて登録・管理されているところ、本件は、同登録手続の支援窓口において、共用端末を用いたマイナポータル経由の登録支援を行っていた際、本人又は手続支援員による操作ミス（ログアウトの失念）等により、別人のマイナンバーと銀行口座情報を紐付けた、公金受取口座の誤登録事案です。

次に、これまでの調査経緯です。個人情報保護委員会は本件に関し、デジタル庁に対して、令和5年6月15日、番号法に基づく報告徴収を実施し、同月16日、デジタル庁から個人情報保護法に基づく漏えい等報告を受領しています。また、同月30日には、前記報告徴収に対する報告書を受領しております。

デジタル庁から受領した前記漏えい等報告では、誤登録の可能性を確認した本人数は748件と報告されており、同年7月6日付けで受領した前記漏えい等報告の続報においては940件に変更して報告されております。

他方、前記報告徴収に対する報告書においては、誤登録の可能性を確認した本人数については940件と報告されております。なお、同報告書には、デジタル庁が、本人名義以外（家族名義等と思料されるもの）の口座が登録されている事案を約14万件把握しているが、これについては誤登録に至った詳細は明らかではないため、前記940件とは区別して精査中である旨の記載があります。

続いて、今後の対応の案です。本件は、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得る一連の事案の一部であり、当

委員会において、精緻な調査・分析を実施する必要があります。しかしながら、これまでに、デジタル庁から受領した前記各報告書のみでは、十分に特定個人情報の取扱状況を把握することができないため、デジタル庁に対して、番号法第35条第1項に基づく立入検査を行い、更なる事案解明に向けた調査を行いたいと思っております。

最後になりますが、資料1の範囲で公表することとしたいと事務局としては考えています。

事務局からの説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明ありがとうございます。

公金受取口座に本人以外の口座が登録された原因には、大きく二つの類型があると推察されます。一つは、法令の趣旨を把握せずに家族口座を登録したケースや、預貯金口座を持たない人が本人以外の口座を登録したケースなど、意図して行った類型です。もう一つは、操作ミスに対するシステムやガイダンスの防止措置が有効に働かず、本人の意図ではなく第三者の口座が誤登録された類型です。立入検査に際して、発生した事象をしっかりと把握し、それぞれの原因を正確に分析して、その原因の背景にある本質的な問題点を抽出し、対処することが重要であると考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からも一言申し上げます。

公金受取口座を管理するシステムは、国民の生活を支える給付金受取のための預貯金口座情報が保管されており、その適切な取扱いが特に重要なものであると考えます。よって、当委員会が、番号法等に則り、適正な権限行使を行い、国民の権利利益の保護を図る必要がございます。今回、立入検査を実施することにより、報告を受けるだけでは明らかにならなかった事項も含めて、実態把握を行い、今後の権限行使の要否の検討に必要な事項等について、明らかにすることになると考えています。

ほかにどなたも修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、デジタル庁への立入検査の実施について決定いたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題2について、資料2に沿って説明させていただきます。

本資料は、前回の対応状況の公表（令和5年7月5日付け）後の進捗状況や新たに判明した事案を追記等しまして、現時点での当委員会の対応状況を示すものでございます。

一つ目の、「コンビニでの住民票等誤交付」に関しては、対応状況は前回説明したとおりでございます。

二つ目の、「各種サービスにおけるマイナンバーの紐付け誤り」の障害者手帳について新たに判明した事案がございますので、説明させていただきます。「③障害者手帳」の欄に記載のとおり、宮崎県、鳥取市におきまして、障害者手帳の情報とマイナンバーの紐付けを行う際に、対象者とは別人のマイナンバーを誤登録し、マイナポータルを通して別人に障害者手帳の情報を漏えい又はそのおそれが発生したものでございます。

問題の所在ですが、宮崎県及び鳥取市においては、誤登録を防止するために必要な確認手順又はその運用に不備があったところがございます。

こちらの対応状況ですが、静岡県からは令和5年6月6日に漏えい等報告を受領しておりまして、新たに宮崎県からは同年7月11日、鳥取市からは同月13日に漏えい等報告を受領しております。また、各地方公共団体において、他の種類の障害者手帳に関しても同種の問題が発生していないか確認中でございます。

続いて、三つ目の、「公金受取口座等の誤登録」について、先ほど議題1のとおり、本日、より詳細を把握する目的での番号法に基づく立入検査の実施について当委員会で審議したという、対応状況を示しています。

事務局からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いいたします。

中村委員、お願いします。

○中村委員 地方公共団体が管理する障害者手帳の誤登録事案に関連してコメントを述べたいと思います。

各種サービスにおけるマイナンバーの紐付け誤りの事案が続いて発覚していますが、今回の報告にあった宮崎県及び鳥取市における障害者手帳関連の事案は、誤登録の件数も多く、多くの方々が不安を抱いたのではないかと思います。これらの方々に正確な情報をお伝えするためにも、早急な調査が望まれるところです。

他の事案にも言えることですが、担当者の単純なミスと受け止めるのではなく、なぜ、地方公共団体の現場においてこのようなミスが発生するような運用体制に至ったのかなどを、丁寧に調査し、実情に合わせた実効的な再発防止策が講じられるように努めていただ

きたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

高村委員、お願いします。

○高村委員 個人番号等を取り扱う主体の責任の重さについて申し上げます。

これまで発生した事案では、医療情報等の要配慮個人情報、障害者手帳情報、戸籍情報などの機微性の高い個人情報を含む漏えいが確認されており、それぞれ単体の事案として重大なものです。どの事案も多く国民が関わるものであり、国民全員が安心してデジタル化のメリットを受けるためには、利便性と個人情報保護の両輪のどちらも損なうことがないように、厳格な管理と改善を継続していくことこそ重要と考えます。個人番号等を取り扱っている責任主体の取組がそれにならう対応をしているのか、しっかり確認していただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

今、両委員から御意見がございましたが、当委員会でマイナンバーカード等に係る一連の事案に対する議論をするのもこれで3回目になります。毎回、新規の事案が発覚しており、今後、各団体の行っている総点検が進めば、更に対象事案が広がることも想定、懸念されます。国・地方公共団体・民間事業者と、様々な主体による個人情報の取扱いにおいて発生している事案に対して、当委員会による的確な調査が求められています。当委員会としては、公的機関と民間事業者の双方に対して持っている監視・監督権限を適時適切に行使していくことで、事案の関係者から幅広く情報を収集・分析し、実効的な対処を尽くしていく必要があると承知をしております。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。